

■国際協力人材育成研修を実施しました。

令和4年（2022年）11月7日（月）から同月18日（金）までの間（移動日を含みます。）、国際協力人材育成研修を実施しました。

1 研修目的

法務総合研究所国際協力部の教官及び同部の業務を支える総務企画部国際協力事務部門の専門官は、法務・検察職員等で構成されておりますが、国際協力部が今後も開発途上国に対する法制度整備支援活動を適切に推進していくためには、これに携わる人材を計画的に育成する必要があります。

そこで、国際協力部では、将来、法制度整備支援活動に携わりたいとの希望を有する法務・検察職員を対象に、支援活動の現場を直接見聞させることにより、支援に必要な知識を習得させることなどを目的として、国際協力人材育成研修を行っており、今回が14回目となります。

これまで、国際協力人材育成研修を受けた研修参加者の中から、合計15名が国際協力部に配属されています。

2 参加者

今回の研修には、法務省民事局から局付検事（裁判官出身）1名、同省訟務局から法務事務官1名、法務局から法務事務官1名、検察庁から検事3名及び検察事務官1名の合計7名が参加しました。

3 研修内容

過去2年の研修は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりオンラインで実施していましたが、今回の研修は従来の方式に戻し、まず初めに国内研修を3日間行い、法制度整備支援の概要や訪問するベトナムを始めとする各国における支援の現状や課題、長期派遣専門家の業務等についての講義を実施して支援に関する基本的な知識を提供した後、法制度整備支援対象国であるベトナムに赴き、同国に対する活動を実際に見て学ぶ国外研修を実施しました。

国外研修では、JICA長期派遣専門家として派遣されている検事、弁護士及び法務事務官出身の専門家から、現地における法制度整備支援の活動や生活等について話を聞きました。そして、現在のJICA法整備支援プロジェクトのカウンターパートである最高人民検察院、司法省及びベトナム弁護士連合会のほか、裁判官等を養成する裁判所学院やハノイ人民検察院を訪問し、我が国の行っている法制度整備支援を様々な角度から見聞してもらいました。また、ハノイ法科大学内にある名古屋大学日本法教育研究センターを訪問し、同センターで日本語により日本法を学んでいるベトナム人の学生に対して、民事訴訟や不動産登記等のオンライン化及び裁判員制度について日本語で講義を行いました。講

義後、学生からは多くの質問が寄せられ、双方向の白熱した議論となりました。



【ベトナム最高人民検察院への訪問の様子】



【ハノイ法科大学での講義の様子①】



【ハノイ法科大学での講義の様子②】

4 研修の成果について

研修参加者からは、「研修を通じて、多くの関係者が法制度整備支援に携わり、多くの国々で様々な活動を行っていることがわかった。」、「相手国のカウンターパートからの話を聴くなどして、日本の法制度整備支援が、自国の法制度を一方向的に押し付けるものではなく、緊密なコミュニケーションにより相手国のニーズを丁寧にくみ取り、法制度整備支援に携わる多くの人たちが創意工夫をしながら相手国のニーズに応じた支援を中長期的な視点で提供しており、それが相手国の我が国への信頼に繋がっているということが肌で実感できた。」及び「法制度整備支援の現場で活躍するためには、語学のスキルだけでなく、専門性や相手国に対する理解を深めることが重要であり、今後のキャリア形成を考える上で大変良い機会となった。」等の感想が寄せられました。

今回の研修により、研修参加者には、法制度整備支援への理解を深めるとともに活動に対する高い関心を持ってもらうことができました。

以上